

令和3年度 北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議
第1回地域包括支援に関する会議 会議録(全文)

1 開催日時

令和3年7月27日(火) 18:30~20:00

2 開催場所

北九州市役所 15F 15C 会議室 (WEB 開催)

3 出席者等

(1) 構成員

安藤構成員、伊藤構成員、今村構成員、大丸構成員、石田構成員、
白木構成員、杉本構成員、佐多構成員、田上構成員、中村構成員、
森野構成員、油布構成員、和田構成員

(2) 事務局

総合保健福祉センター担当部長、認知症支援・介護予防センター所長、
長寿社会対策課長、地域福祉推進課長、地域支援担当課長、介護保険課長、
地域医療課長、健康推進課長

4 会議内容

1 議事

- | | |
|---|-----|
| (1) 地域包括支援センター運営状況について | 資料1 |
| (2) 令和2年度地域包括支援センター・統括支援センター自己点検及び
令和3年度運営方針について | 資料2 |
| (3) いきいき長寿プランの進捗について | 資料3 |
| (4) 高齢者の権利擁護の推進について | 資料4 |

2 報告

- | | |
|--|-----|
| (1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について | 資料5 |
| (2) 介護予防普及・啓発パンフレット(改訂版)の配布について | 資料6 |
| (3) 北九州市オレンジプラン(令和3年改訂版)について | 資料7 |
| (4) 北九州医療・介護連携プロジェクト「とびうめ@きたきゅう」
について | 資料8 |

5 会議経過及び発言内容

議事（１）地域包括支援センター運営状況について・・・資料１

（２）令和２年度地域包括支援センター・統括支援センター自己点検及び令和３年度運営方針について・・・資料２

事務局：議事（１）について資料１に沿って説明
議事（２）について資料２に沿って説明

代表：ただいまの報告につきまして、質問やご意見ございませんか。

構成員：最初の資料１の地域包括支援センターの運営状況の介護予防ケアマネジメントのケアプランの作成数の件ですが、例年に比べて全体的に5,700件ぐらいのマイナスになっておりますが、それに加えて、地域包括支援センターと民間の居宅介護支援事業者が立てた介護予防ケアプランが、今年度は完全に逆転していますね。居宅介護支援事業者が少なくなって、地域包括支援センターがかなり担当していらっしゃる。ただし、件数としては、地域包括支援センターの作成件数はそんなに変わってないですが、これの背景について、わかる範囲内で結構ですので、申請者が減ったのか、居宅がこれだけ減った理由について何かわかることがあれば教えてください。

事務局：このケアプランの件数ですが、緊急事態宣言等出ましたので、その期間、件数が減ってございます。新規の居宅介護支援事業者は減っている傾向にあると思われまして。また、事業所を閉じたため、居宅介護支援事業者が減っている場合もあります。その影響があるのか、居宅介護支援事業者にケアプランをお頼みしても受けていただくことがなかなか難しい現状であると、現場から聞いております。以上です。

構成員：やはり、介護保険の申請をすることをすごく控えているご利用者の方が多いなというのを、私たちも感じているところがあります。それで申請に繋がった時に、比較的重度化しているっていうことがありますので、コロナの影響があったということと、居宅介護支援事業者がやっぱり持ってないっていうのはケアマネジャーが不足しているのでしょうか。それとも手間がかかるので、敬遠されているのでしょうか。

事務局：全体的に各居宅支援事業者のケアマネジャーの人数は少し減っているところもございまして、ケアプランを委託するにあたって、協議しながらお願いしても、なかなか難しい状況にある場合がございます。

構成員：はい、ありがとうございました。全国的には、やはりケアマネジャーがかなり不足している点がありますので、そういった現象が北九州でも起きているのかということも、ぜひ、今後、ご確認いただくとありがたいです。ありがとうございました。

代表: その他いかがでしょうか。

構成員: 高齢者の虐待の件数が増えているというようなご説明があったのですが、その内容としては、そのあとでご説明があったように、外出自粛での家族間でのトラブルとか、家族介護者の心理状態の影響等が挙げられるというようなご説明がありましたけれども、具体的にどのような虐待であったのか、またそれに対してどのような対応をしたのかを教えてくださいと思います。

事務局: 詳しいことは、(4)の「高齢者の権利擁護の推進」のところでも少し、データのなところはお示しする予定にしております。虐待の具体的なところは、コロナ禍ですと家にいることが多く、介護者にイライラが溜まり、虐待につながるという事例もございます。今までは、妻、夫、子ども等の介護者は外に出ることが可能であり、気分転換できていたところでしたが、コロナ禍でなかなか外には行けず、お互いにストレスが募って、そこで暴言や暴力につながるなどの事例がありました。暴言や暴力の程度は様々です。

構成員: 具体的にそのような相談があったときには、どのような対応をされているのか、その流れも含めて少しご説明いただけたらと思います。

事務局: 相談がありましたら、相談内容をしっかり聞き、情報収集して、家庭訪問し、状況を確認して、対応します。どんな状況か、命にかかわるか、それとも経過を見た方がいいのか、分離した方がいいのか、いろんな状況がございますので、状況を見ながらアセスメントしていきます。区役所の方では、コアメンバー会議と言って虐待対応の方針を決める会議がございますので、そこで方針を決め、対応していきます。状況によっては介護サービスを利用したり、分離しないといけないときは分離したり、それから、養護者である介護者の対応も行っています。背景に認知症がある場合がございますので、その場合は受診等につなげるなど、ケースバイケースで対応しております。対象者の命を守り、また養護者も合わせて支援しながら対応しております。以上です。

代表: 関連しての感想になるのですが、特に地域包括支援センターの自己点検で、高齢者虐待対応のスコアが比較的高いですね。多分、地域包括支援センターとしては丁寧に対応してくださっている結果だと思います。けれど、虐待に関する相談件数が多いということはどう解釈していくのか、ちょっと注目、注意していかなければいけないかな、ということをちょっと感想として思いました。

代表: その他、ございませんか。

構成員: この虐待と危機管理体制は、大変重要なテーマだと思います。この業務の進め方、特に虐待に関しては、また後半データが出てくるようですけど、地域包括支援センターは、マンパワーが足りない状態の中で、スリム化できる部分は今年度何か発見できたことはありますか。

事務局: 地域包括支援センターの業務は、年々、困難化している状況です。高齢者人口が増えるなか、令和2年度までは、概ね増員計画がございました。この会議でも報告させていただきました。業務のスリム化というのは、なかなか難しいのが現状です。なぜならば、地域力も落ちておりますし、家族力も落ちている中で、地域包括支援センターが実施しないといけないことが増えているのが現状でございます。この部分は課題でありますので、今後、検討して、優先順位をつけながら、効果的、効率的に展開していきたいと思っております。

構成員: 虐待と危機管理体制っていう問題で、これまでの実績データを上げていくと、何が危機管理体制の中の優先順位で、それから虐待の場合は、何にウエイトを掛けて、何なら周辺に任せられるかっていうか、いわゆる関係者だけで抱えていくと、進めないと思っておりますので、地域住民の方を含めての巻き込み方。そういうやり方を少し方針の中にも入れていかないと、こういうテーマになってくると、結局、地域包括支援センターが全部抱えてやっていく、そうするとやっぱり広がらないというところを感じました。それには、ワークプロセスっていうか、作業分析っていうか、工程分析っていうか、何かそういうものを作らないと、おそらく「がんばろう」の世界になってしまう心配をいたしましたので、ちょっとお尋ねしました。

代表: その他いかがでしょうか。よろしいですか。コロナ禍っていうこともありまして、なかなかこの数字だけでは判断しづらいところもたくさんあったと思いましたが、事務局の方から説明いただきまして、様々な手法をしてくださっていることがわかったかなと思います。次の議題にさせていただきたいと思っております。

議事（3）いきいき長寿プランの進捗について・・・資料3

事務局: 議事（3）について資料3に沿って説明

代表: 質問やご意見ございませんか。

構成員: お尋ねが2点ほどありますが、まず1点目ですが、2ページ目のところにある66番。高齢者の生活支援体制の整備ということで書かれています。私ども社会福祉協議会も、この地域の高齢者を含めた地域のそういった困りごとに対する支援といったところ、要は生活支援のところを充実していきたいというふうに考えているところで、こちらに書かれているように、地域支援コーディネーターも配置して、私ども地域の側に立ったところでの支援を進めているところです。ここの概要のところにあります、新たに市民センターを拠点としたボランティア活動を支援します、というのは具体的に何か事業とかあるのか、こちらを少し教えていただきたいというところが1点です。もう1点ですが、4ページ目の95番の相談支援体制の充実と、そういったところをこちらに書いていただいている、是非ともこちら充実させていただくと非常にありがたいところです。よく地域の方から、地域包括支援センター等にご相談を差し上げた時に、地域に困った方がいるからというふうなところでご相談したときに、そのあと戻りがないと、言われます。地域包括支援センターの方に聞くと、いや、もうあとは個人情報だからと、教えていただけないと。

自分たちは相談をあげるけれども後戻りがない。どうなったかやっぱり気になるというのをよく地域の方から聞かれるところです。その辺の地域への戻しについてのルール決めみたいなのところを何かされているのか、それを教えていただきたい。以上2点です。

事務局:まず1点目。高齢者の生活支援体制の整備について、市民センターを拠点としたボランティア活動を支援します。これは2年ほど前から始めた事業ですけれども、地域にひとり暮らしや、高齢者だけの世帯とかで、例えばごみ出しができないとかですね、電球の取り換えができないとか、高齢者だけではできないところを地域でボランティアが支えていこうということで、まず地域でボランティアができる方に登録していただくということでございます。その一方で、ボランティアをしてもらいたい、生活支援をしてもらいたいところのニーズを把握する。それをマッチングさせまして、ボランティア活動による生活支援を行っていくということでございます。まだ始めたばかりですけれども、現在、市内の5ヶ所で始めたところで、今後、増やしていきたいと考えております。私からは以上です。

事務局:地域への戻しのルール決めということですが、地域での見守りの中での相談ということで、本当にありがたいと思っております。相談対応も色々ございまして、返すときには、ご本人様方の承諾を得てからということになりますので、なかなか相談内容によっては難しい場合もございます。原則、ご本人様方の承諾を得て、同意を得て、ということになります。個人情報保護の観点からでございます。民生委員には守秘義務がございますので、その中で連携しながら対応しております。

構成員:まず、1点目ですが、市民センターの方で行うものというので、おそらく今の回答を聞かせていただくと、私どもの方で進めております地域生活支援活動推進事業のことかなと思っております。今、ご説明がありましたように、地域の方に相談員になっていただきながら、その相談員の方が市民センターを拠点にしながら、地域に働きかけてですね、そういった助け合える仕組みを作っていくって、マッチングまでしていこうという事業です。地域住民の方に相談員になっていただくというところで非常に効果が目に見えているところがありまして、やっぱり、皆さん方の理解を得やすいとかですね。それから、同じ立場から働きかけてもらえるといったところから、住民の方からも、ぜひ、一緒にやっという機運が高まってくる。この相談員を配置することによって地域が変わってきているっていうのを、私どもはこの事業を進めながら思っているところですので、是非ともその辺、市の方にもぜひ、理解をしていただいて、補助金等も今、いただいているところですけども、その辺のところも確保いただければというふうに思っております。それと2点目のところでご説明いただいた個人情報のところはずごく理解しているところですけども、今のご説明であれば基本的には、ご親族、ご家族のご了解を得てからということですので、それがまず前提ですっていうことで理解してよろしいでしょうか。まず、ご家族にそういった地域に戻していいかっていうのを確認いただいて、そこでどうしても駄目だと言われてたら、地域に戻せないというところは理解できるんですけど、まず、前提としては、一応そこを確認いただいて、戻すようなお話は一応いただいているというところよろしいでしょうか。

事務局:ご本人もしくはご家族、関係者の方の承諾を得て、地域の方からご相談いただいたら、返してい

るところでございます。

構成員: はい、わかりました。ありがとうございます。

代表: その他いかがでしょうか。

構成員: 今の話も先ほどの質問と同じになりますが、守秘義務があるから言えませんっていうふうに言ってしまうと身も蓋もないので、その事例がどう展開したかという中身を確認してお伝えするというよりは、「助かった」という、何かその謝辞っていうか、お礼っていうか、これがやっぱり連携の基本だと思うんですね。私たち、お互いに気をつけておかないと、やっぱりどうなったか知りたいですよ。それを今の質問のようにフォローしていただける関係があることは大事です。その辺のところの、役割分担まで考えていかないと、連携関係は続かないかなという心配でしたので、そういう体制づくりに、励んでいただければと思います。ありがとうございました。

代表: その他いかがでしょうか。

構成員: かなり膨大な事業があるので本当に大変だなと思いますが、一つは先ほどの、私、実際には質問したかったのですが、地域包括支援センターが他都市に比べてかなり自己評価が高いということと、これはもう実際にやってらっしゃるから自己評価が高いということだと思いますが、これはやはり直営でするので、そういった意味では運営方針だったり、実施のお力等が、委託型とは異なることで、これだけの高評価が出てきているかと思うんですね。そういったものを、やはり市民や居宅介護支援事業者にしてもそうですが、サービス事業者さんからしても、地域包括支援センターって本当に私たちからすると、皆みたいなものですので、そういったところの機能を充実させるっていうことがこの中に入ってこないのかなっていうことと、数値目標についてもこれだけ充実した、達成率があるのであればそういったものをやはり前面に出していきながら、市民の方々にご安心いただけるような、事業の内容も入れていただけるといいのかなと思います。

あと、もう一つ、「住民主体による居場所づくり」の中で、オレンジカフェが全然出ていないですが、これはこのサロンのことが、同意語というふうに捉えていいでしょうか。これについては教えていただきたいのと、もう一つ最後ですが、今般の令和3年度の介護報酬の改定の中で、資格を持っていない介護職員ですね、例えばグループホームだったり、訪問介護は必ず訪問介護の資格がないといけないのですが、デイサービスだったり、無資格の方々が介護従事をしている方については、国から必ず研修を受講するというような、努力義務が課せられておりますが、それはこの事業の中にはどこにも見当たらないのですが、そういった安心して介護を受けられる環境の中で、そういった実施機関や実施体制については盛り込まないのか。それについて教えていただければよろしいでしょうか。すいません。

代表: そうしましたら、後半の部分は事務局の方からお答えをいただけますか。

事務局: オレンジカフェの件ですけれども、施策の方向性でいうと、資料の1ページの、上から2段目の2の、「総合的な認知症対策の推進」というところになります。今、おそらく手元にはないと思いますが、このいきいき長寿プランの冊子の取り組み番号でいいますと、81番に「認知症カフェの普及」というところがございます、認知症カフェの普及と今申し上げましたが、冊子のこのページ前後は、基本的に、すべて認知症対策の分が含まれておりますので、サロンとは別立てになっているというふうにご理解いただければと思います。

代表: よろしいですか。

構成員: はい、承知いたしました。ありがとうございます。

代表: では、もう1点。

事務局: 先ほどの介護報酬改定に伴うスタッフの方への研修については、今回の資料にはありませんが、例えば、いきいき長寿プランの76番などに「認知症対応力の向上のための研修の実施」という別の項目で入っているということになっております。

構成員: ということは、この研修をそれと読み合わせたらいいということですね。

事務局: はい。実際、取り組みはしますけど、今日の資料には載せてはいないです。

構成員: ありがとうございます。

代表: その他いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、先に進ませていただきたいと思います。

議事（4）高齢者の権利擁護の推進について・・・資料4

事務局: 議事（4）について資料4に沿って説明

代表: 質問やご意見ございましたらお願いします。

構成員: 大変詳細なデータを上げていただいて、かつ説明もわかりやすくいただいてありがとうございました。結局虐待の問題を扱っていくと、依存関係の問題にいくという話だったように思いますし、具体的なギャンブル依存の話も出ました。さすが北九州市の地域包括支援センターだと思いましたが、いくつかの典型的な事例をぜひ押さえて、押さえどころというところを知っておかないと、振り回されますので、そのところをぜひ窮めていただければと思っています。この辺は精神保健福祉センター等の専門機関も、それから教育体制も整っていると思うんですが、この辺に介入になると、支援者もバーニングアウトどこ

ろじゃなくなります。いくつか典型的な事例を、知識や技術という中で押さえられたらいかがでしょうか。何かその辺の教育体制で追加の説明がございましたら教えてください。

事務局: ありがとうございます。私どもの地域包括支援センターの職員は精神保健福祉センターが実施する研修の方にも、参加させていただいております。また現場では、精神保健福祉相談員との連携、それから、精神保健福祉センターに相談したりなど、地域包括支援センターだけでは解決が難しい場合もあるので、連携したり、知識を身につけたりということで、実施しております。複雑困難化する相談が増えていますので、今後も継続していきたいと思っています。また、ケアマネジメント研修等の事例検討で、こういう複雑困難な事例としまして、アルコール依存症の事例等を実際に行っているのでも今後も引き続き実施していきたいと思っています。

代表: その他いかがでしょうか。

構成員: 施設の従事者の高齢者虐待のところですね。虐待の判断に至らなかった件数の方が圧倒的に多いですね。この場合の指導というのはどういう形をとられるのですか。判断しなかったのもうこの施設に対しては、介護保険等の行政からの指導とかいうものは入らないのですか。

事務局: 内容によりますけれども、当然通報とか相談のあった内容によって、事業者への聞き取りなどを行いますので、虐待に至らなくても不十分だったり、改善した方がいいような内容であればそういったことは当然伝えております。

構成員: それともう一つですけど、施設の従事者に認知症の介護の基礎研修を受けるについては、もう介護保険課の方から、対象の職員の数の問い合わせがあつていますよね。実際にその研修が行われる時期はいつ頃で、まだまだ遅くなるのでしょうか。年度内には何回かしていただけるのですか。

事務局: はい。それについてはどれぐらいの規模になるかといったところをお問合せさせていただいていると思いますが、今回からリモート、eラーニングという形をとることになりましたので、その内容を今詰めているところで、基本的に今年度開催したいと考えております。準備が出来次第ご案内します。

構成員: ありがとうございます。

代表: よろしいですか。

構成員: はい。すみません。

代表: それでは、進めたいと思います。相当早く終わるかもしれないと言っておきながら時間がなくなってきましたので、報告事項ですので少しコンパクトな説明でお願いしたい。

報告（１）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について・・・資料５

事務局：報告（１）について資料５に沿って説明

代表：質問やご意見ございますか。

構成員：今のご説明で、概念図の「生活習慣病予防・フレイル予防」のところに専門職によるアウトリーチとありますが、口腔への専門家へのアウトリーチというのは、具体的にどういったことを想定されているのでしょうか。

事務局：口腔のところで、オーラルフレイルの概念のところもアプローチしていかないといけないところで、すでにもう今していただいているところではありますが、歯科医師会の歯科医師の先生方による通いの場での健康教育、歯科衛生士さんによる具体的なブラッシング指導であったり、口腔機能の向上のトレーニングの方法をお伝えしたりする、いろんなサロンや市民センター等に出向いてご指導いただいているところであります。また、こういったところをしっかりと充実させて行きたいと思っています。

報告（２）介護予防普及・啓発パンフレット（改訂版）の配布について・・・資料６

事務局：報告（２）について資料６に沿って説明

代表：ご意見ございませんか。

構成員：このチラシを高齢者に配布したいのですが、枚数はありますか。

事務局：民生委員さんの会議でも報告させていただいておりますが、各区の保健福祉課のいのちをつなぐネットワーク推進係のほうに十分な部数を準備しております。訪問される時などに地域の方に配っていただければ有り難いです。

代表：ぱっと見せていただいたの感想だけなのですが、とてもきれいにいろんな情報が盛り込まれているのはよくわかるのですが、ただ高齢者の人から見て見やすいのかな、わかりやすいのかな、高齢者の目線というか、ちょっと工夫があるのかな、情報の盛り込み過ぎと思ったのですが。けちをつけるつもりはないのですが、当事者目線も必要かなと思いました。

報告（３）北九州市オレンジプラン（令和３年改訂版）について・・・資料７

事務局：報告（３）について資料７に沿って説明

代表：ご意見やご質問等ございませんか。それでは先に進めてまいります。

報告（４）北九州医療・介護連携プロジェクト「とびうめ@きたきゅう」について・・・資料８

事務局：報告（４）について資料８に沿って説明

代表：質問やご意見ございませんか。

構成員：この「とびうめ@きたきゅう」というのは、医療介護連携プロジェクトの大きな３本柱の一番大きな柱でもありますので、とにかくうまくいかせるためには、登録者数を増やすということで、地域医療課のほうもいろいろ苦心されて、今年の秋くらいから要介護認定の申請書に関しての同意項目欄を追加ということで、登録者数が飛躍的に伸びていただけることを非常に期待しています。今現在は残念なことに診療所等の医療機関での伸びが鈍化しておりまして、ケアマネ事業所であるとか、地縁団体のところが非常に頑張っているところでもありますので、今後も引き続き、登録者数の増加に向けてよろしくお願ひしたいと思ひます。

代表：よろしいでしょうか。そしたら、全体を通して何かありますか？

構成員：この会議でご質問していいのかわからないのですが、私たちが後見人等の事務を行っていくうえで、まず行政に対して、介護保険や後期高齢者保険に関する届出をします。届出をして送付先本人に届く送付先の変更をするのですが、それらを各窓口でしなければならない。介護関係以外でも、固定資産税だとか水道料金等の届出等の窓口を一元化することは検討されているかどうか。例えば、国民健康保険から後期高齢者に移行したときに、届出をしないと通知が来ない。最近で言いますと、コロナウイルスの予防接種券は、ご本人のところには届かない。その扱いはいろいろあるのでしょうか。そういったものを後見人の方に通知先を変更していいのであれば、行政からの書類はすべて後見人の方に届くという仕組みがあれば、接種券の受け渡しもスムーズにいくのではないかなと思うのですが、その点についてご質問させていただきたい。

事務局：結論から申しますと、ちょっと宿題として受け止めさせていただきたいと考えております。行政窓口の一元化ということですので、様々な規定等々が関わってまいりますので、改めて調べてみて実現可能かどうか、というところから始めてまいりたいと思ひますので、ちょっとお時間をいただけたらと思ひます。

構成員：ちなみにですね、他の行政機関では既に行っているところもあります。福岡県で言えば、うきは市が送付先の一元化されているという情報もござひます。是非ご検討いただけたらと思ひます。